



障がい学生支援に関するガイドライン(2023 版)

福岡女学院看護大学(以下「本学」という。)は、本学の学生に対し、障がいの有無を問わず、教育・研究およびその他関連する活動全般に対して平等に参加できるよう、学修機会の確保に努めるため、福岡女学院看護大学障がい学生支援に関するガイドラインを制定します。

1. 目的

このガイドラインは、「障害者基本法」並びに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、その他の法令の定めに基づき、本学における障がい学生に対する学生生活支援に関し、基本となる事項を定めることを目的とします。

2. 基本方針

- 1)本学は、障がいのある学生が、障がいのない学生と教育・研究およびその他の関連する活動全般に対して平等に参加できる学修機会の確保に努めます。
- 2)本学は、障がいの有り無しにかかわらず、すべての学生がお互いの立場を尊重し、共に学び会う環境を整備します。
- 3)本学は、障がいのある学生が社会で活躍する人材へと成長できるよう支援します。

3. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は次のとおりです。

- 1)障がい
身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身機能の障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活又は、社会生活に相当な制限を受ける状態であること。
- 2)社会的障壁
日常生活又は、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、習慣、慣行、観念、その他一切の事項
- 3)学生
本学に入学を希望する学生、本学に在籍する学生、大学院生、科目等履修生、聴講生
- 4)差別的取り扱い
障がい者に対して、正当な理由なく障がいを理由として、教育・研究およびその他の関連する活動全般について、機会の提供を拒否する又は、提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がいでない者に対して付してはいけない条件を付すことにより、障がい者の権利利益を侵害すること。

4. 合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生の権利利益を侵害することがないように、当該学生の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を提供するよう努めます。

意思の表明がない場合であっても、当該学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該学生に対して適切な合理的配慮を提案するよう努めます。

また、障がいの状態等が変化することもあることから、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図ることに努めます。

5. 相談・支援体制等

障がいのある学生の支援は、学務課に窓口を置き、関係部署の教職員が連携して行います。

<相談窓口>

受験上・入学後の相談:学務課

<相談後の手続きの流れ>

- 1)相談の受け付け:ご本人の要望を伺い、申請方法や配慮内容について説明をいたします。
- 2)支援の申し込み:所定の申請書、診断書や障害者手帳(写)等の根拠資料があれば、提出してください。
- 3)支援内容の検討:ご本人(保護者)、学部長、関係部署で面談し、障がいの状況や受験上・修学上の支援ニーズを確認し、必要な配慮について検討します。
- 4)支援の関する合意形成:学部長、関係部署で協議し、受験上の場合は回答書・入学後の場合は支援計画書を作成いたします。ご本人(保護者)との合意形成が得られたら、支援が開始されます。ご要望に沿えない場合はその理由を説明し、理解が得られるように努めます。
- 5)支援内容の見直し

入学後の場合、支援開始後から1か月後、前期・後期の授業開始時、ご本人から申し出があった場合、あるいは、申し出がなくても支援内容の変更の必要性が明白な場合に、ご本人と面談し支援計画書の見直しを行います。支援内容に変更が必要な場合は、学部長、関係部署で協議を行い、ご本人との合意形成のもとに支援計画書の追加・修正を行います。

6. 情報公開

本学は、障がいのある学生に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページ等を介し公開します。

7. 研修、啓発

本学は、障がいを理由とする差別解消を図るため、本学の構成員に対して、必要な研修および啓発活動を実施します。

附則

本ガイドラインは、2017年4月1日から施行する。

改正 2019年4月1日から施行する。

改正 2023年4月1日から施行する。